

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第5章 違法サイトからの私的録音録画の現状について

意見

個人／団体名

○不透明な「ダウンロードによる被害」
違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。
統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。
そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。

インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)

○不透明な「違法サイト」の範囲
こちらも統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。

○不透明な「ダウンロードによる被害」
違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。
統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。
そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。

株式会社サイバーマンガ

○不透明な「違法サイト」の範囲
こちらも統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。

○不透明な「ダウンロードによる被害」
違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。
統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。
そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。

原工作所

○不透明な「違法サイト」の範囲
こちらも統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。

○不透明な「ダウンロードによる被害」
違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。
統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。
そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。

東海高校文芸部

○不透明な「違法サイト」の範囲
こちらも統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。

<p>○不透明な「ダウンロードによる被害」 違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。 統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。 そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。</p> <p>○不透明な「違法サイト」の範囲 こちら統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。</p>	<p>有限会社さくらデザインオフィス</p>
<p>○不透明な「ダウンロードによる被害」 違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、疑問を持たざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私たちは考えます。 統計データも、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるように思います。たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数は、「若い頃にロック音楽を好んで聴いていた」音楽愛好家と同様に増し、いずれは現役のネットユーザー総数に対して200%、300%といった数字になることでしょう。 そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。</p>	<p>個人(同旨58件)</p>
<p>■71ページの「違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状」の項目 ○不透明な「違法サイト」の範囲 こちら統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。私たちが権利者団体であれば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするでしょう。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えません。</p>	<p>個人(同旨55件)</p>
<p>●59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 ※この項目について私は疑問を覚えます。理由は以下の通りです。 ○明確にされていない「ダウンロード被害について」 違法アップロードの被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか疑問をもたざるを得ない部分があります。違法サイトによる被害額がどれほどの物なのかを十分な根拠をもって示し、それによって初めて議論の俎上に乗せることが出来ると私は考えています。 私は統計データが印象操作のために作成されたような気がしてなりません。 正確にどれくらいの被害が出たとかがない限り信用はされないのではないだろうか？と考えます。</p>	<p>個人</p>
<p>●59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目について ここでは「ファイル交換ソフトによってダウンロードされた音楽・動画ファイル数」が示されている。しかし、ファイルの中身については一切触れられていない。当然、これらのファイルの中には、権利者自らがアップロードしたものや、二次配布・複製が認められているもの、又は著作権がすでに消滅しているもの等、著作権を侵害していない「合法的なファイル」も含まれているはずである。ゆえに、このデータをもとに主張される「ファイル交換ソフトの使用により発生する権利者の経済的被害の大きさ」には、合理的な根拠に乏しく、信憑性が低いと言わざるを得ない。</p>	<p>個人(同旨1件)</p>
<p>●71ページの「違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状」の項目 「違法な携帯電話向け音楽配信」の定義として、「無料で携帯向け音楽がダウンロードできるサイト」と「掲示板を利用したの携帯向け音楽ファイルのダウンロード」とあるが、両者ともそこでダウンロードされるファイルの中身が違法であるか、合法であるかを区別しておらず曖昧である。また定義どおりならば、著作者本人が自分の楽曲を個人のWebサイトで携帯向けに無料で配信している場合も「違法サイト」と数えられてしまうと思われる。ゆえに、ここで示されている数字は現状を正確に表しているとは言いがたく、これをもって「権利者の経済的損失」を主張するのには無理があるとする。</p>	<p>個人(同旨1件)</p>
<p>「違法サイト」の範囲が広すぎます。 プロモーション期間以外で無料の音楽配信サイトはすべて違法サイトになっていますが、自分で作詞・作曲したものを無料で配信したり、アップロードするケースが無視されています。 違法音楽ファイルの推定ダウンロード数において、携帯電話の音楽ファイル利用率が考慮されていません。 着うた機能・着うたフル機能搭載携帯電話の持ち主の100%がその機能を使用しているとは限りません。 算出式の(3)と(4)の間に(6)携帯電話の音楽ファイル利用率を入れるべきです。 例： (1)「日本の人口」×(2)「携帯電話保有率」×(3)「着うた機能搭載率」、「着うたフル機能搭載率」 ×(6)「音楽ファイル利用率」×(4)「違法サイト利用率」×(5)「違法着うた、着うたフル平均ダウンロード数」</p>	<p>個人</p>

<p>DVD-Rなどの記録媒体は永遠にデータを保存できるものではなく、一個人の現実的な時間無いで色素劣化などによる読み取り不良によりバックアップとして壊れる可能性がある。 そのことが当面の改善策の中にまったく考慮されていない。 この時点で孫コピーが出来ないというシステムは、私的録音・録画を保存する消費者にとって、使い物になるとは言いがたい。</p>	個人
<p>HDDのような容量限定・交換不可能な機器からコピーは回数が緩和されても時間的要因からHDDから削除せざる得ない場合が多い。バックアップメディアの安定性を考えると長期保存には不安があり、思いどとして保存することが難しいため、ムーブを複数回可能なシステムにすべき。</p>	個人
<p>ここで示されている調査結果は、Webアンケートに基づくものであり、調査方法の信頼性に大きな問題がある。 例えば2003年度と同調査では186万人とされているファイル交換ソフト利用者数が、同年に行われたネットセキュリティ専門会社による調査では6万人と報告されている。後者の調査では実際にネットワーク上で稼働しているファイル交換ソフト端末数をカウントしており、アンケート調査よりも実態に即している。この調査結果と30倍以上の差がでる方法で行われた調査結果に大きな問題があることは明らかである。 間違った認識のまま議論が行われたことは大きな問題であり、信頼性の高い資料を用いて検討をやり直すべき。</p>	個人
<p>■71ページの「第2節違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について」の項目 ☆この項目について私は反対します。理由は下記の通りです。 ○アンケートの実施方法が不適切です。 該項目で扱われているアンケートに「モバイルアンケートによって行った」との記述がありますが携帯電話を利用したモバイルアンケートに回答可能であるのは携帯電話利用者の中でも携帯電話をインターネット情報端末として使いこなすことのできる極一部の利用者です。 携帯電話利用者の大部分は携帯電話機能のうち電話/メール/初期設定で登録されているサイトの利用のみと想定されるため、資料となるモバイルアンケートに回答できておりません。 それにも関わらず同項目では、モバイルアンケートの回答結果を携帯電話保有者全体の行動数値として捉えており、そこから算出される計算結果に基づいた調査報告は著しく不当なものです。 法改正にあたって上記のような不適当な数値を基にした調査結果を資料として用いては利用者の理解を得られるとは思えません。 以上の観点から、私は本項目における調査結果を審議会における参考資料として用いることに反対します。</p>	個人
<p>○60ページ 第5章<ファイル交換ソフトの利用率とその変化> 2005年、2006年の調査では、過去利用者が、前年の現在利用者・過去利用者の合計よりも多く、またはほぼ同数、登場しているが、こんな事が起こりえるのか？ どういう理由でこのような集計結果になっているのか、疑問がある。</p>	個人
<p>○63ページ (3)ジャンル別のダウンロード数 どうやって調べたのだろうか？ そもそもこのデータは妥当なのだろうか？ 音楽よりポルノ関係の方が市場が大きいと思うのだが。</p>	個人
<p>○ファイル交換ソフトの利用者数が過剰に算出されている点 「インターネット上のWebアンケートサイトによって行われているため、比較的利用頻度が高い利用者が回答していると考えられ」とあり、この人数を計算するため「パソコンを用いて毎日少なくとも1回はインターネットを利用する者」の割合を使用しています。しかし、毎日少なくとも1回は利用する者の中には、例えばメールの読み書きのみで数分程度しか利用しない利用者も含まれていると考えられ、このような利用者を利用頻度の高いインターネット上のWebアンケートサイト利用者のみとみなすことに疑問が残ります。よって、本中間整理における利用経験者数は過剰に高く見積もられていると考えます。その結果、ファイル交換ソフトの利用者が年々増加しているとする結論も疑問です。</p> <p>○ファイル交換ソフトの利用経験者を用いた議論の疑問 ファイル交換ソフトの利用傾向はwinnyソフトウェア製作者の逮捕前後で大きく変わっていると考えられます。よって、現在ないし今後の利用状況を議論する際に、逮捕後のみの状況だけを反映した現利用者数ではなく、逮捕前の過去の状況も含んでしまう利用経験者数を使うことは問題があると考えます。議論には現利用者数のみを使用すべきです。また、ファイル交換ソフトが必ずしも違法ファイルの配布に使われているとは限りません。よって、この結果を、どの程度違法ファイルをファイル交換ソフトで複製しているか示す資料として使用することには疑問があります。</p> <p>○音楽ファイルのダウンロード数について、ファイル交換ソフトと有料音楽配信との比較方法についての疑問 まず、ファイル交換ソフトにおける音楽ファイル数について、各ファイルが著作権者に無断で送信されたものか、著作権者の許可がある、ないし著作権者自身によって送信されたものであるかについて区別なく計算されています。 一方、有料音楽配信については、モバイルの件数が含まれていません。 このように、全く異なる区分の数値を比較しており、さらにファイル交換ソフトのダウンロード数はなるべく多くなるような、一方、有料音楽配信については少なくなるようなバイアスがかかった比較を用いて、ファイル交換ソフトによるダウンロード数が多いとする結論には問題があります。</p> <p>○ファイル数による議論について疑問 映像ファイルによるダウンロードは増えていますが、映像ファイルは一般にファイルサイズが大きく、分割して送信されることが多いと予想します。よって、ファイル数の増加を持って規模の変化を見ることについては疑問があります。</p> <p>以上から、本中間報告に掲載されているデータからは、ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状を適切に示しているとは考えることができないと考えます。</p>	個人(同旨1件)

<p>○アンケート回答者が全体の傾向を反映していない点 本アンケートはモバイルアンケートを用いて行われたとありますが、そのようなアンケートに回答するのは携帯電話の利用頻度の高いユーザのみであり、利用者の全体の傾向を反映しているとは考えられません。よってこの項目で出されている諸々の数値の信頼性には疑問があります。</p>	個人(同旨1件)
<p>○ダウンロード数が過剰に多く計算されている点 違法音楽ファイル数の計算式を見ると、「着うた機能」ないし「着うたフル機能」が搭載された携帯電話を保持する人はすべて両機能を利用していると仮定しています。しかし実際には、購入した機種に着うた機能が掲載されていても、まったく利用しない人が少なくない人数いると考えられます。よって、このダウンロード数は過剰に多く見積られていると考えられ、このダウンロード数をもとに議論を進めることには疑問が生じます。</p>	個人(同旨1件)
<p>1)59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目について 貴中間整理においてはファイル交換ソフト利用者を推定するに当たり現在利用者と過去利用者を合計してファイル交換利用経験者とまとめているようですが、問題となるのはあくまで現在利用者であり、そもそも過去利用者というのが年々蓄積増加していくものであることを考えれば妥当な算出手法であるとは思えません。</p>	個人
<p>c.59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 この項目について、私は是非を判断できないでいます。よって、立法化は時期尚早ではないかと思えます。 「違法アップロードによる被害」とされるものが、一体どれくらいあるのか。私は、自分を納得させることができるようなデータを見たことがありません。統計データとして示されたものが本当に実態を反映しているものだと思えない節があります。それは、私の感覚ととてもかけ離れていると思えるからです。ここで示された統計データは、どちらかと言えば印象操作のために作られているものがあるようにすら思えます。 また、違法サイトによって、ある一部分の売り上げは落ちているかもしれないけれど、そこで浮いたお金が、例えばライブに行くことだとか別な形でその業界に還元されていることもあるかもしれません。そして、その結果、そのアーティストにとってはなにか、幸せなサークルが出来上がっていることになっているかもしれません。そういうことも含めて議論しないと、問題の真意は見えてこないような気がします。</p>	個人
<p>いくつかの疑問を感じます。まず、昨年来のWinnyに関連する一連の情報流出の騒動の結果、昨年から今年にかけて、民間企業では公用・私用にかかわらず業務に使用するパソコンへのファイル交換ソフトのインストールを厳正に制限するという大きな動きがありました。また、連日の報道により一般大衆に「ファイル交換ソフト＝危険」という情報が周知されました。その結果、私の周囲の調査では、ファイル交換ソフトの利用者は2007年には激減しており、これは一般的な傾向であると確信しています。しかるに、当該資料には2006年2月末時点までのデータしか利用されておらず、現時点での正確な状況が反映されていないものと考えます。インターネットは動きが大変速いものですので、このデータを議論を進めると結果として現状に対して誤った判断を下す可能性が高いと思料します。 また、違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、十分な根拠が示されておらず、データの構成があまりにも大ざっぱなものであると思われる。インターネット上で接する各種のメディアによって購入意欲が刺激されるということは多々あります。例えば、YouTubeや画像サイトで画像・映像などに接し、その結果興味をもって楽曲データや映像データの購入に至るといった経験は多くのインターネットユーザが共有しているはずで、この点、総合的に考慮した考察が必要であると感じます。 また、そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、そもそもユーザー自身が発信者になるわけですから、既に公衆送信権を侵害しているもので、ダウンロードそのものの違法化の根拠とする合理的な理由にはなりません。</p>	個人
<p>この項目について私は反対の意見を提出します。理由は下記の通りです。 対象コンテンツを正規の手段で視聴できないもの、無料で放送されているもの、有料で販売されているものと3つにわけて説明します。 まず1つめの正規の手段で視聴できないものですが特定地域のみで放送されているテレビ番組などが該当し対象地域外の人が視聴する方法としてのファイル交換ソフトの利用を違法化すると対象地域外の人が見られなくなってしまいます。 2つめの無料放送されているものとしてテレビ番組などが該当するがだかともとも無料で見てもらうものに対して損害と考える事自体がおかしいです。これを違法化すると視聴が大幅に制限されて視聴によって購入するはずだった有料の関連商品に手がいかなくなってしまう権利者にもよくないでしょう。 3つめの有料で販売されているものだがCD、DVDなどが該当するが現状これらは再販制度によって価格競争が全く起こらず消費者は不当に高い値段で買われています。再販制度を完全撤廃して価格競争を起こさせ手頃な価格になってから再度現状調査し被害の状況から違法化導入を再検討すべき事項です。</p>	個人
<p>違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのか、どうしても納得いかない部分があります。違法サイトによる被害額とはどんなものであるか、ちゃんとした根拠をもって提示し、そこで初めて議論の俎上に乗せることができるものであると、私は考えます。 「違法サイト」の範囲について、統計上の疑問ですが、ネット上でも批判の多いMYUTA事件判決のことを考えると、一般ネットユーザーの理解から乖離した「違法サイト」判断が、本報告書でまとめられているアンケートで行われているかもしれません。例えば、MYUTAや録画ネットのようなサイトも「違法着うたサイト」「違法動画配信サイト」としてアンケート結果をまとめ、一般ネットユーザーは法規範意識に欠けると印象づけようとするなど。しかし、それでは本当の一般ネットユーザーの法規範意識を反映しているとは言えないと思います。</p>	個人

<p>判例によれば、ファイル交換ソフトという技術自体には、違法性はないとされています。ファイル交換ソフトで取り扱われた音楽・映像ファイルの統計が行われていますが、ファイル自体が違法著作物であったかどうかについて触れられておりません。実測してみなければはっきりとしませんが、こうした新しい流通手段は、パソコンやインターネットにより広がった個人による著作物の製造と親和性が高く、合法的な著作物も混在していると考えられます。こうした視点を欠いた統計を示し、違法著作物に関する統計として示すことは不適当だと考えます。</p>	個人
<p>○アンケートの実施方法が不適切である 「中間整理」によれば該当項目で扱われているアンケートは「モバイルアンケートによって行われた」とのことであるが、そもそも携帯電話を利用したモバイルアンケートに回答するのは携帯電話利用者の中でも特に携帯電話を良く利用するグループであることが想定され、携帯電話を電話としてしか使わない利用者、メールや初期設定で登録されているサイトは利用するが自らURLを打ち込む・検索エンジンを用いるなどしてサイトを探すことのない利用者など、多くのライトユーザー層についてはアンケート回答者のグループ内に含まれていないものと思われる(おそらく審議会構成員の多くもそのようなモバイルアンケートに回答したことがないか、存在自体知らないのではないだろうか?)。 それにも関わらず同項目では違法音楽ファイルの推定ダウンロード数算出時に同調査での違法サイト利用率を計算に用いるなど、モバイルアンケートの回答結果を携帯電話保有者の行動を代表する数値として捉えている面があり、これは調査の実施方法とその結果の利用の面から言って著しく不適切である。 より正確な数字を算出するにはランダムサンプリングによる質問紙あるいは電話・面接での調査が必要であり、また法改正にあたってそのような調査による正確な数値をデータとして用いることは政府機関としての義務でもあると思われる。 以上の観点から、私は本項目における調査結果を審議会における参考資料として用いることに反対の意見を述べる。</p>	個人
<p>売上減の原因は様々 たとえば音楽CDの売上が減っているのはいろいろあります。1992～1998年はバブルでした。21世紀に入り一気にミリオンセラーが減りました。 ひとつの大きな原因としては、インターネット・携帯電話・ゲーム機等の普及による娯楽の多様化があります。インターネットが普及していない頃は娯楽費として音楽CDに投資できてたものが、ライバル出現で音楽CDばかりに集中できなくなりました。そこに不況等による可処分所得の減少がからんできました。そんな時代の流れに乗りきれず、相変わらず高額な価格設定だったのが売上減少につながったのです。 おまけに少子化、カラオケ人気の低迷等の影響で購入者の減少もあります。 以前から言われていたJポップのマンネリ化も原因です。買ってもらいたければ飽きられない質のいい音楽を作らないといけません。消費者の耳が肥えた今、作ったら売れるという時代ではないのです。 コピーコントロールCDやセキュアCDをはじめとしたDRM導入の失敗により、レコード会社と消費者の対立が起きました。消費者にそっぽを向かれてしまったら、売れるものも売れなくなるのは明らかです。権利者はその失敗から学ばなければなりません。 今やインターネットと高性能PCの普及によりアマチュアもプロ顔負けの作曲環境で簡単に発表できるようになりました。やっとならプロとアマが同じ土俵で勝負を仕掛けられるのです。アマチュアでもいい曲はプロ顔負けだし、当然DRMなんてかかっていません。どっちも好みで実力が互角ならばどっちを取るかは言うまでもありません。音楽CDを買って聴くよりも、YouTubeやニコニコ動画でアマチュアのすごい動画を見ているほうが楽しいという人が増えているのが最大の原因だと私は考えています。</p> <p>違法ダウンロードされたほうがCDが売れる http://www.pch.gc.ca/pc-ch/pubs/music_industry/tdm_e.cfm カナダ遺産省の調査によると、違法ダウンロードされたほうがCDが売れるという結論が出ました。あくまで外国の調査なので我が国にあてはまるかは定かではありませんが、「違法ダウンロードのせいで売上減少した」は短絡的な考え方だと証明されました。日本とカナダでは文化の違いがあるものの、この仮定に基いて議論するのは危険です。 違法ダウンロードは好ましいことではないものの、プロモーションに一役買っているというのは事実です。たとえば、「ある曲をダウンロードして、いい曲だと感じた→アーティスト名を調べる→そのアーティストのCDを買う」ということもあるのです。出会いが違法ダウンロードであったとしても、出会いがなければCDを買わないのです。違法ダウンロードしている人すべてがCDを買っていないというのは明らかに間違った仮定です。 もし、誰でもCDの音楽を合法にインターネットにアップロードできるのならば、みんながみんなアップロードするのでCDの売上が落ちるでしょう。それでも本当のファンならばCDを買うでしょう。かといって、著作権をガチガチに固めて街中や店で音楽を流すことさえも違法になってしまったら、CDは全然売れなくなります。なぜなら、せっかくいい音楽があっても知ってもらう機会が少ないからです。規制を強くすればするほど知ってもらう機会も減少し、それも売上減に直結します。バランスが大事なのです。 幸い違法アップロードは現行法でも送信可能化権侵害で違法になっています。 ファイル交換ソフトによるダウンロードも仕組み上アップロードも兼ねているので現行法でも違法です。今はちょうどいいバランスが取れていると考えます。</p>	個人
<p>ここで示されている調査結果は、Webアンケートに基づくものであり、調査方法の信頼性に大きな問題がある。 例えば2003年度の同調査では186万人とされているファイル交換ソフト利用者数が、同年に行われたネットセキュリティ専門会社による調査では6万人と報告されている。後者の調査では実際にネットワーク上で稼働しているファイル交換ソフト端末数をカウントしており、アンケート調査よりも実態に即している。この調査結果と30倍以上の差がでる方法で行われた調査結果に大きな問題があることは明らかである。 間違った認識のまま議論が行われたことは大きな問題であり、信頼性の高い資料を用いて検討をやり直すべき。</p>	個人
<p>ファイル交換ソフト利用者は少なく、利用停止者が伸びている。不明確な分析の元に検討結果を出していないか 62ページの表<ファイル交換ソフト利用経験者数の推移>を見る限り、ファイル交換ソフトの現在利用者数は、利用頻度の高いインターネット利用者数の一部にすぎず、また現在利用者数の伸びよりも過去利用者数の伸びのほうが大きいです。表を見る限り、ファイル交換ソフトが脅威とは考え難いです。 また、有料音楽配信については、年度ごとの利用者数・過去利用者数が記載されていません。もし有料音楽配信の利用者が少なく、また増加傾向にあるならば、順調に有料音楽配信に移行中なのかもしれません。有料音楽配信の利用者が伸び悩んでいるならば、そもそも音楽が望まれていないだけかもしれません。 音楽配信はファイル交換ソフトよりも後れて普及したサービスと記憶しています。 表からは、後発にもかかわらず、無料のはずのファイル共有と比べ半分の量のファイルを有料で配信できている、過渡期として順調に推移している可能性があります。</p>	個人

<p>算出方法に恣意的な要素が多分に盛り込まれており、きわめて誘導的な数値であると思われます。損害額の算定基準が全く明白ではなく、その計算もお粗末なものです。権利者の言葉を鵜呑みにしているだけの報告であると判断されてもいたしかたないところではないでしょうか。また、統計上の誤用(悪用というべきレベルのものですが)も随所に見受けられます。</p> <p>たとえば、ファイル交換ソフトを「過去に利用していた」ユーザーの数などという統計に意味は見いだせず、このような数値を論拠にする意見はその論理的な思考能力に欠如があるのではと思われれます。なぜ「ファイル交換ソフトを利用する頻度」の統計が表記されていないのですか。正確性を期すべき委員会がこのような恣意的な統計表記に左右されるのでは、そもそも話にもなりません。</p> <p>ましてや、経験者数を利用頻度の高いユーザーの割合で割るなど、統計学のどの字でも知っていればこれがいかに愚かかつ暴挙にも等しい行為であるかなど、誰の目にも明らかでしょう。あまつさえ、それを合算するなど。このような行為は、本委員会における不信感を増大させるのみで、何ら実益はありません。この数値を持ってして有利になるのは、権利者サイドのみであると推定され、このような数値を示すこと自体が、統計の悪用と言わざるをえません。母集団の異なる統計結果同士を一緒くたにした挙句割るなど、常識の範疇をあまりにも逸脱します。“経験者”とは延べ人数であり、上限なく増大するだけの数値です。一方の分母となる利用者数は上限の定まった定量値ではありませんか。統計もまともにできていない報告書にどれほどの意味と価値が存在しますか。論拠データがそもそも誤っているのでは、その上で行われる議論はすべて空転するだけでありましょう。</p> <p>委員会をこのように恣意的に運用すること、そしてこのような学術的にも不適格な統計を基にした議論をすることは、委員会がすでにまともに機能しえない、公平性を有しない、何れかの組織のための下部組織として運用されている懸念を払拭できません。ただちに正しい統計学に基づいた統計データの提示と表記を求めます。</p> <p>そもそも、ファイル交換ソフト自体は送信可能化権、公衆送信権の侵害にあたっており、ダウンロードに関しての違法化においてその論拠足り得ないばかりか、本報告書閲覧者に無用な混乱と誤認をもたらすための記述であると判断されます。損害額の算定がこの数式を基にしているのであれば、公衆送信権によって制御されているべきところでもあるため、総被害額からこの算定金額は除去されるべきであり、ダウンロードでの被害額は一銭も存在しないこととなります。</p> <p>同じく統計上の疑問となります。違法サイトとされているものが一体どういう範疇のものであるかが明記されておらず、あまりにも不透明です。MYUTA事件判決を挙げるまでもありませんが、一般においてもかの判決内容の是非はいまだに議論を醸すところであり、本統計が真に利用者の統計結果と言えるかと言う点においてあまりにもお粗末であると思われる。</p> <p>序文でユーザーの実態を捉え、などと大仰に記しておきながら、内容がこれでは開いた口もふさがりません。</p>	個人
<p>■59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」</p> <p>☆この項目について私は反対意見を提出します。理由は下記の通りです。</p> <p>「インターネット利用者の約12%がファイル交換ソフトの利用経験を有している。」</p> <p>との記述がありますが、「現在利用者」は同時に「過去に利用した経験を有している」ため、その合計数を利用経験者とするのは不適当な数値を利用していると判断します。</p> <p>以上の観点から私は本項目における調査結果を審議会における参考資料として用いることに反対します。</p>	個人
<p>■59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目(疑問)</p> <p>※この項目について私たちは疑問をおぼえます。理由は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不透明な「ダウンロードによる被害」 違法アップロードによる被害とされるものが、本当に実態を反映していると言えるのが疑問です。 違法サイトによる被害額が事実をそぐうことになって、初めてこの議論は始められるものと思いますが、統計データは、その点で疑問を感じます。 <p>この点については、違法ダウンロードとCDの売り上げの統計を出した学者が、ダウンロードが多くなってもむしろCDの売り上げが上がったという研究発表もあります。</p> <p>様々な研究者の間で、いろんな意見、発表がある中では、これだけでは根拠として十分ではなく、実態をもっと慎重に調査した上で、具体的に提示すべきと考えます。</p>	個人
<p>●「59ページ～、違法サイトからの私的録音録画の現状について」に対する意見:</p> <p>この調査も、ダウンロード違法化を目的として、権利者という一方当事者が行った調査であり、公平であるべき審議会の報告書に引用するべきものではない。これらの調査報告は全て削除するべきである。</p> <p>特に、違法サイトとは何かについて、サイトやパソコン自体が違法な訳ではないと注釈で書かれているが、違法サイトとは誤解を招く表現であり、報告書を通じて使用されるべきではない。</p> <p>念のため、この調査についても特に恣意的な記載を以下に指摘しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・59ページ、ファイル交換ソフトの利用率: 過去に利用していた者を含めて、あたかも利用者が増えているかの如き数字による印象操作を行っている。利用率ということでは現在の利用率のみを考えるべきなのは言うまでもない。61ページについても同様であり、過去経験者は累積されるため、増えるのは当たり前である。 ・66ページ、ダウンロード数の比較: 世の中にはコピーフリー・あるいは黙示の許諾により提供されている楽曲もあり、ダウンロードされる音楽があたかも全て違法であるかの如き比較は妥当でない。 ・71ページ、違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状: 調査結果の概要では勝手に違法な携帯電話向け音楽配信という語を「違法サイト」にしているが、誤解を招く表現である。特に、音楽を無料でダウンロード出来るサイト、すなわち違法サイトというのは間違っている。世の中には、インディーズ系のミュージシャンが自ら開設したサイトや、音楽以外の物のプロモーションのためのサイトで、期間を限らずに無料で音楽をダウンロードできるようにしているものもあり、この調査結果は全く信頼できない。 	個人

<p>○「合法マーク」は不適切な対応である</p> <p>違法・適法の判断のため、識別に「合法ダウンロードマーク」を付けるという提案もありました。しかしながらこの提案には、数多くの問題点があります。</p> <p>この提案の元では、消費者はダウンロード時に本来不必要である確認を強いられます。また、コンテンツ提供者にとっては費用をかけて対応する(さらに同マークが「有償にて」提供されるものであればその負担も加算されます)ことが要求されます。消費者およびコンテンツ提供者が「合法であるため」に、このような本来は不必要な負担を負う理由は、何もありません。</p> <p>この合法マークというものが、コンテンツではなくサイトごとに設定されるということを前提としているのであれば、一般ユーザー投稿型のサービスでは、この「合法マーク」掲載が難しく、市場から閉め出されることとなります。そもそも、国際的な法の整合性という観点で、この「合法マーク」は海外サイトには当然適用されるはずありません。</p> <p>「合法マーク」を法制化しないのであれば、「勝手合法マーク」を規制する事が許されませんから、いかなる違法サイトも「勝手合法マーク」を設置する事により、実質的に利用者が違法ダウンロードの故意が認められないことになり、実質的に意味のないマーク、法改正ということになります。</p>	個人
<p>●この項目の内容に疑問点があり、これを前提として議論を進めることに反対します。</p> <p>理由</p> <p>本項目に示されている統計資料は、ファイル交換ソフトによるダウンロード被害を過大評価したものだと考えられるためです。</p> <p>ファイル交換ソフトは、Linuxなどのフリーソフトウェアをダウンロードするためにも用いられており、これらのソフトウェアのデータ量はDVD1枚分にもなることがあり、Bittorrent等のファイル交換ソフトを最適な入手手段として利用している者も数多くいます。これらの利用が著作権被害を発生させることはありません。</p> <p>しかるに本統計ではファイル交換ソフトの用途を問わず使用の有無のみを問い、使用歴ありとした者全員が違法著作物のダウンロードを行ったと仮定しているため、ファイル交換ソフトを合法利用する者の存在が無視された内容になっています。このような評価方法が生まれた背景には、ファイル交換ソフトの利用＝違法著作物のダウンロードとの決め付けがあると思われる。違法ダウンロードの量を統計的に評価するのは難しいとは思いますが、少なくともこのような恣意的な資料を前提として補償金の議論を進めることには反対です。</p>	個人
<p>●ファイル交換ソフトの利用率・利用者数では、「約3.5%がファイル交換ソフトを「現在利用」しており、「過去に利用」していた約8.6%を合わせると、インターネット利用者の約12%がファイル交換ソフトの利用経験を有している。」とあるが、過去に利用していた者を含めて、ファイル交換ソフトの利用経験者のパーセンテージを出す意味が不明である。「現状について」とするのであれば、過去に利用経験がある者の割合を加えた割合を提示するのは不適当であり、現在の利用者のみを議論すべきである。</p> <p>また、(2)ダウンロードされたファイル数における調査は、ダウンロードされたファイル全てが権利者に無断で自動公衆送信されたファイルであるかのように記述されているが、ファイル交換ソフトにおいては、権利者が自らの創作物を広く知ってもらうためにファイル交換ソフトで流通させることを明示的に認めているファイルが多数存在する。たとえば、WebブラウザのOperaは、ソフトウェアを入手する方法として、自らのウェブサイトからダウンロードする方法のほか、BitTorrentを利用したダウンロードを推奨している(http://jp.opera.com/download/torrents/)。これらを考慮しないで全てを違法に自動公衆送信されたものであるかのように取り扱う調査は、結果に疑問がある。何らかの方法でうち違法に自動公衆送信されたものの割合を算出しない限り、この数字は無意味である。</p> <p>さらに、Winnyなど一部のファイル交換ソフトは、使用者の意志と関係なく、キャッシュと呼ばれるファイルを多数ダウンロードし、他者へ提供するために保存することが知られている。こういったソフトを使用する場合、ダウンロードするファイル数は必然的に増加する。このような形のファイル交換ソフトを使用し、その仕組みを一定以上理解しているユーザーは、ダウンロードされたファイル数について質問されれば自らの意志と関係なく、また自らが使用しないこれらのファイルを含めて回答することが見込まれるのであって、このような調査によりダウンロードされたファイル数を集計するのは実態と乖離している。</p> <p>加えて、ファイル交換ソフトにおいては権利者に無断で自動公衆送信されたファイルが多数存在し、多くは無料で入手できることから、自らがそれを使用するかどうかにかかわらず、「とりあえず多くのファイルをダウンロードしておく」という使い方をしているユーザーがいることに着目すべきである。これらのファイルの大部分は実際に使用されることがないまま死蔵されるわけだが、こういったファイルがダウンロードされていることが実際に権利者の権利を侵害し、ひいては文化の発展を妨げているかどうかについては疑問の余地がある。以上から、この調査によってダウンロードされたファイル数を集計することは無意味又は実態と乖離した結果を導くものであり、削除すべきである。</p>	個人
<p>●参考資料5ページ</p> <p>参考4. 違法サイトからの私的録音録画の現状について(第5章関係)</p> <p>消費者はコンテンツ(音楽、映画、文章、絵画、思想)を買ったと思っている。</p> <p>著作権者はメディア(CD、DVD、配信、本)を売ったと思っている。</p> <p>こころへんから今回の著作権法変更の齟齬が生まれているんじゃないかと思えます。</p> <p>また、日本の著作権法にフェアユース的な基本的な考え方が定まっていないのも一番の問題だと思う。</p> <p>購入したコンテンツを私的に携帯電話や携帯プレーヤでタイムシフト・プレイシフト・メディアシフトして視聴することは認めるべきではないかと思えます。</p> <p>著作権者の方はCD・DVD・UMD・配信・次世代DVD...と各種メディアで売ろうとしますが、消費者は同じコンテンツを複数のメディアでは買わないはずで、CDプレーヤやDVDプレーヤは重くて大きいので持ち歩かず、携帯プレーヤに移すのが当たり前になってきています。自分の購入方法を振り返っても携帯プレーヤに変えてからパッケージ購入が増えています。</p> <p>CD、DVD等の売上が落ちている原因を違法コピーのせいにするのは簡単で安易だけれど、消費者の感覚からすると、実際のところは、視聴システム(レンタル、メーカーサイト、音楽放送等、違法サイトも?)の進展で「ハズレ」を買わなくなったことや、他のエンタメ選択肢に楽しみが移ったからなのではないか、と思えます。</p> <p>昔は、散々「ハズレ」なCDを買わされました。「お小遣い」にも、娯楽の「時間」にも、限りはあります。</p> <p>ターゲットマーケティングが進んだ結果、大ヒットもなくなりましてし、知らない歌手や作家も増えました。駄曲も増えました。</p>	個人

<p>配信メディアによりコンテンツのバラ売りという選択肢が増え、ハズレ買いの無駄使いをしなくてすむようになったわけですが、さらに進めば変動相場制に移って駄曲が減り、楽曲の質も改善されるんじゃないかと消費者としては期待しています。こんな状況で「これまでどおりハズレも買え！」とは言わないよね？→著作権者様</p> <p>コンテンツの特性との関連もあります。一般にこんな感じなのではないかな？映画というコンテンツは「1回見ればいいや」なのでレンタルDVDにで十分。音楽というコンテンツは「良ければ何回も聴くので」レンタルCDから私的違法コピー。一部を除きレンタルしていない音楽DVDは購入。本は、立ち読みして、良ければ買つか、図書館で借りる。</p> <p>違法コピーを問題にしていますが、まっとうな消費者なら、適切な入手手段が用意されていれば、ちゃんと買う(もしくはレンタルする)と思います。Winny等で違法コピーをしてる人って、溜めるのが目的になってしまっていて、実際にはほとんど視聴してなくて、単にHDDに画質・音質の悪いゴミを増やしてるだけなので、本当の実害は思ったほど大きくないと思います。</p>	
<p>○送信可能化権で十分である</p> <p>そもそも、前提として存在する「違法にアップロードされたコンテンツ」があるわけですが、そのコンテンツに対処するために創設されたのが「送信可能化権」であり、アップロードを規制することで「違法にアップロードされたコンテンツ」は存在しないこととなります。なぜ、「送信可能化権」では対処しきれないのか。その原因を除くために「送信可能化権」に付随する法整備では対処できないのかという点が、この中間整理でも議論しきれないと思います。</p> <p>著作権法に求められているのは、一部の権利者が権利侵害を便利に主張できることよりも、一般ネットユーザーが著作物を変なかたちで妨げられることなく便利に利用できることであると考えておりますので、私は送信可能化権とそれにつながる法整備にて対応することがベストであると考えます。</p>	個人
<p>○提示された「ダウンロード数」と「違法サイト」の数への疑問</p> <p>統計上の疑問ですが、「ファイル交換ソフト」の項目では「比較の利用頻度が高い利用者が回答していると考えられ、約5,060,21万人(インターネット利用者数)という数値をそのまま使って算定すると過大な推定値が算出されるとして、補正数値を使用しているにもかかわらず、この項目においてはその可能性を考慮していません。12-39歳のユーザーの中にも「機能はあるが電話しか使わないユーザー」はかなりの数存在すると考えられますので、算出される違法ダウンロード数自体に疑問があります。また、後ほどの議論にもある「違法」「適法」の判断が難しい現状を踏まえすと、回答したユーザーの「違法サイト」判断にも疑問が生じます。</p>	個人
<p>○適法公開の識別が困難</p> <p>今回の「ダウンロード違法化」が議題となった経緯としては、動画投稿サイトや「着うた」の「違法」公開サイトなどに、著作権(送信可能化権)を侵害するかたちで著作物が公開される場合があるため、と理解しています。</p> <p>しかし、わが国の著作権法では必ずしも外観上で権利表示を伴う必要はないのですから、外形上は権利侵害コンテンツなのか合法的な公開コンテンツなのか、分からない場合がほとんどです。事実、YouTubeには著作権者がPR目的として合法にアップロードした動画が含まれており、その動画と違法動画の区別は難しいものとなっております。</p> <p>この状況において、「権利侵害コンテンツかもしれないという情を知りつつ、確認のために容認してダウンロードする」行為を「違法性の意識の可能性がある」ために「故意である」と判断されうることもなりかねません。これでは合法的に振る舞おうとする一般ユーザーにとって、インターネットでの動画閲覧自体が「法的リスク」となってしまいます。</p>	個人
<p>1. アンケートの妥当性について この章で示されている調査結果は、Web上でのアンケートに基づくものであり、調査方法の信頼性に大きな問題がある。例えば2003年度と同調査では186万人とされているとされているが、セキュリティ専門会社ネットアークによる調査に基づけば、ファイル交換ソフト利用者数は6万5千人となる(参考: http://www.itmedia.co.jp/news/0306/18/njbt_02.html)。後者の調査では実際にネットワーク上で稼働しているファイル交換ソフト端末数をカウントしているため、アンケート調査よりも実態に即しており、より正しい結果であると考えられる。 このような実態に即した調査結果と30倍以上の差がでる方法で行われた調査結果は妥当性に欠いた調査であると考えられ、これに基づいた議論が著しく妥当性を損なうのは明らかである。また、違法サイトによる被害額を妥当な調査に基づいて定量的に把握することで、初めて議論に値するものになると言えよう。</p> <p>2. すでにある法制度で対応可能な問題である そもそも、ファイル交換ソフトの利用に関しては、ユーザー自身が発信者になるため、公衆送信権の侵害で十分対応可能であり、ダウンロード違法化の根拠とする合理的な理由にはなりえないと考えられる。</p>	個人

<p>1. 58ページからの『第1節 ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について』 に対し、私は内容および意図に関して疑問を覚えます。 合法であり有償の音楽配信からの購入に対して、違法とされるダウンロードが2倍以上との記述があり、この文章からは一部の著作権団体等の経済的損失が極めて重大であるとの誤解を受けるように感じます。 しかし現状では、そもそも我が国ではネットを通じた音楽の購入が殆ど普及していない状態であり、単純に数を比較することに関して疑問を覚えます。 ただ、経済的損失は0であるとは思いません。しかし、違法サイトからダウンロードした＝経済的損失であるとは到底感じられません。 そもそも違法なダウンロードを行ったユーザが、本来顧客となるべき存在であったのかという極めて重要な要素が全く含まれていません。 具体的な例を挙げて申しますと、 A) 本来であればお金を払ってもその曲が欲しいと思っていた人間が、違法なダウンロードをして曲を入手してしまった B) お金は絶対出たくないけど、たまたまダウンロードできる状態にあったから違法なダウンロードをした この2種類のユーザの行動から考えるに、経済的損失があるのはA)のみであるといえます。 特に本物志向といった風潮が強まる我が国においては、偽物の最たる違法ダウンロードをした人間のうち、購買意欲を持ったユーザが大多数であるとは到底考えられません。 結論を申しますと、『ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について』から受ける印象と現状は乖離していると私は考えます。</p> <p>2. 71ページからの『第2節 違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について』 に対し、私は疑問を覚えます。 まず、脚注42に違法サイトの定義がありますが、あくまでこの定義を用いて『判断』を行ったのはアンケートの回答者であるユーザであり、そもそも本当の数値を得ているとは考えられません。 また前述の1と同じく、本文章からも一部の著作権団体等の経済的損失の主張が感じられますが、携帯電話のユーザである私本人の意見としては以下の点を特に強調したいと感じます。 A) 携帯電話を利用、購入するときに「無料のサイトから曲をダウンロードすると違法です」といった説明を受けた、そのような心境を喚起されたようなことが一回もない B) そもそも、自分が正当な方法を持ってして(つまりCDを買って)得た曲を、自分のPCなどを使って携帯電話の着信音に出来ないのは全く理解できない C) 携帯電話で音楽が聴けることを大々的に広告しているくせに、Bの状況であることを、著作権団体がユーザに対して注意喚起を怠っている そもそも私は録音、録画の補償金を記録メディアの購入代金に上乗せすることに強く反対しています。自分が所有する携帯電話の一機能に対して正当な手段をもって入手した曲を使えないのは、前述の録音補償金を取っている行為であるとは思えません。 結論を申しますと、『違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について』から受ける印象は、ユーザの意向や状況を無視した著作権団体一方的な主張に偏向していると考えます。</p>	個人
<p>1. 59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」 ※最初に、この内容には同意できません。 まず、この内容においては全般的に、信憑性も説得力も感じられる内容ではない。 理由は、60ページの表を見る限り、「現在利用している」ユーザ数の遷移にそれほどインパクトが感じられないため、「過去に利用した」ユーザ数を付加することで、問題が増加の一途を辿り、深刻であるかのように見せるために印象を与えようとするグラフではないかと、疑いを持っている。 次に、62ページの「過去利用者」ユーザは決して減少しない数値であると共に、本件にとってこのユーザ層がどのような問題を抱えているのか不明であること。 また、「現在利用者」は増減する数値であり、累計する対象が一致しないにも関わらず、なぜ累計し比較しているのか不明であること。 さらに違法対策として、一番重要と思われる2003年から2004年にかけてネットの新規ユーザが増えているにもかかわらず、「現在利用者」が一度減少している点について、なぜ減少したのかという議論が存在していないのはどういふわけか。 このような不可解な資料を元に議論が展開されることは、結論を既に決めていたものとして、議論がおざなりに進められていると疑いを持たざるを得ず、納得のできる内容ではない。</p>	個人
<p>3. 59ページ「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 この項目中の、「2-(1)ファイル交換ソフトの利用率・利用者数」に表示されている60ページの統計資料「ファイル交換ソフトの利用率とその変化」の妥当性には下記1点の疑問点がある。 (1) 統計資料における「過去利用者」の算出方法では、「過去利用者」の数は際限なく上昇するため、ファイル交換ソフトの利用実態を示していない。 60ページで「過去利用者…平成17年6月以前にファイル交換ソフトを利用した者」と定義されている。この定義では、調査を行なうたびに過去利用者は増加していくことが推測される。 ファイル交換ソフトの利用率を調査する目的であれば、現在利用者を調査すればよい。そして、60ページの統計資料「ファイル交換ソフトの利用率とその変化」を見ると、現在利用者は2.7%~3.5%の間で推移しており、過去利用者も含めた6.3%~12.0%の間での推移という結果とは大きく異なっている。 過去利用者も含めた統計資料の提示には、ファイル交換ソフトの利用者が急激に増加しているという結論を前提としてつくられたデータであると推測できる。 上記の理由により、60ページの統計資料「ファイル交換ソフトの利用率とその変化」を元にファイル交換ソフトの利用率を判断することには疑問がある。</p>	個人

<p>59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」 反対。まず、この内容においては全般的に、信憑性も説得力も感じられる内容ではない。60ページの表を見る限り、「現在利用している」ユーザ数の遷移はそれほど大きくないにもかかわらず、「過去に利用した」ユーザ数を付加することで、問題が増加の一途を辿っているかのような錯覚を起こさせる狙いがあるように見える。 また、62ページの「過去利用者」ユーザは決して減少しない数値であると共に、本件にとってこのユーザ層がどのような問題を抱えているのかは不明である。 さらに「現在利用者」は増減する数値であり、累計する対象が一致しないにも関わらず、なぜ累計し比較している不明。 さらに違法対策として、一番重要と思われる2003年から2004年にかけてネットの新規ユーザが増えているにもかかわらず、「現在利用者」が一度減少している点について、の議論が存在していないのははなはだ疑問であり、意図的に避けていると思われる。</p>	個人
<p>59ページの「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」の項目 この項目について私は反対の意見を提出いたします。 このデータは、あくまでもファイル交換ソフトでコンテンツをダウンロードする人がいなければすべてそのコンテンツを購入するであろうというまちがった計算式に基づいてだされている統計ですが、そんな事実はまったくありませんし、各団体というのもしやらしい統計と思うのが私の見解です。 仮に法によってこれらが禁止されたとしても、売り上げはあまりかわらないのではないのでしょうか。 まとめたいなもの これらの法律にはめんどくさいから一律にして取り締まろうという思惑が見え隠れしていると思うのは私だけなのでしょうか？ アップロード者だけを取り締まればいいだけの話なんだろうと思うのですが。 インターネットという性質上、ダウンロードが違法になるというのはありえない話なわけですし、たとえば閲覧してだけでもダウンロードしてらるんですね。個人的には補償金とかで解決していったほうが近道のような気がします。</p>	個人
<p>6-1. 各年ごとの「現在の利用者」と「過去の利用者」を足し合わせてファイル交換ソフト利用者の増加を示唆しておりますが、「過去の利用者」の数が今後数十年(寿命で世代交代が起きるまで)は増えこそすれ減りはしないことは明らかで、白い部分はまったくもって無意味なグラフにしか見えません。 一年ごとの利用者は3パーセントプラスマイナス0.5パーセントで終始推移しており、状況が悪化している論拠にはならないと思います。</p>	個人
<p>71ページの「違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状」の項目 ※この項目について私は反対の意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 「調査結果においては、音楽を無料でダウンロードできる携帯電話サイトを「違法サイト」としている」とあるが、インターネットユーザーからは驚きであったMYUTAや録画ネットに関する判決を考えると、この違法サイトとは一般利用者の考える違法サイトよりも広い範囲を指すものだという懸念が払拭しきれない。権利者と利用者の指す概念が同一であることをまず示さなければならず、この調査結果だけでは賛成するわけには行かない。</p>	個人
<p>この節には、利用者の利用の実態に関する調査結果が記載されていますが、利用者がファイル交換ソフトを利用する理由に関する調査・分析が不十分かまたは欠落しています。 利用者の一番の理由としては「無料であること」は容易に想像できますが、その他にも、「視聴したい著作物(コンテンツ)が提供されていない;(放送等の時間的制約、ショップの品揃え・在庫、生産中止・廃盤・絶版・等の問題)」、「合法のサービスは利用方法が繁雑で使いづらい」、「合法のサービスによって提供、または現状の録音録画機器に記録される著作物(コンテンツ)のデータ形態はその使用に限定があり使いづらい」、「試聴や試し観をしたいただけ＝内容がわからないものにお金を払いたくない」、「DVD,CD等のパッケージメディアは物理的に場所をとって邪魔になる」、等の理由もあるかと思えます。中には、「著作物(コンテンツ)データの収集が目的」で、ダウンロードしたデータファイルが使用(視聴等の再生やプログラムの実行等)されることなく死蔵されるような形態もあるかもしれません。 このような「無料であること」以外の理由こそ、「利用者のニーズ」として、十分な調査・分析を行うべきであると考えます。また、これにより「円滑な利用が妨げられることのないように配慮」とはどのような点に留意すべきなのか、あるいは「音楽・映像ビジネスの新たな展開」に対する考察が可能になるものと考えます。</p>	個人
<p>ファイル交換ソフトの利用はそれだけでは違法ではないにもかかわらずこの章で延々と「ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について」を取り上げ、特に違法性の証拠を示さない理由が意味不明である。「ファイル交換ソフトの利用を止めた理由」の一部が「改いで著作権侵害などの問題があることが理由になっている」では、実際どの程度の著作権侵害があるか不明である。</p>	個人
<p>違法サイトからダウンロードを行ったとしてそれが直接被害に相当するものなのか疑問です。 少なくとも無料で回線が接続されているからダウンロードしてみたというユーザーがいるはずで、それらは購入に繋がる数値(被害)ではないと考えます。 そういったユーザーは有料になったら視聴しないだけとなります。 また逆にこうした層が興味を持って購入したケースというのものもあるはずであり、それについてアンケートに入っていないのはバランスを欠いていると思います。</p>	個人
<p>違法音楽ファイルの推定ダウンロード数の算出方法について、疑問がある。 日本の人口や着うた機能搭載率から求めていく数字に一体どれほどの正確さや価値があるのか甚だ疑問。このような「刺激的な」数字をそのまま載せている報告書に驚いた。</p>	個人

<p>第一節 ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について</p> <p>そもそも違法サイトによる損害額の根拠がない時点でおかしいことであり、また上記で何度も述べたように著作権団体自体の資金ぶりが不透明であるため、彼らの言い分だけでは普通は判断できないものではないのか？</p> <p>ファイル交換ソフトの利用者数</p> <p>ここで書かれている利用頻度の高いインターネット利用者数やファイル交換ソフトの利用経験者の推移、ダウンロードされたファイル数のみで安易に違法ダウンロードが増加していると決め付けるのは非常に危険なことであり、このデータのみで決め付けるのはもはや印象操作以外何者でもないのではなからうか？</p> <p>そもそもインターネットの利用者数の増加はインフラに起因している所もあり、利用目的も十人十色と言われるように人によりそれぞれ違うものである。</p> <p>少なくともWWWをゲームを主に使っている人やブログの更新に使っている人もいる。</p> <p>これではまるでインターネットを使っている人々全員を犯罪者扱っている書き方ではなからうか？</p> <p>またファイル交換ソフトと言えどもネットストレージの類もあり、この文章を書いた人が勘違いしているのかわからないが現時点においてはそのものは合法である。</p> <p>そもそもインターネット自体情報交換が主であり、その過程によりデータの交換をする事は当たり前のことである。</p> <p>もしP2Pやダウンロードを禁止してしまうようなことがあれば、ネットの根幹を破壊する事にもつながり、言論の自由を奪う結果にもつながるであろう。</p> <p>これ等の事につきこの条件については余りにもデメリットが多すぎるので反対である。</p> <p>第二節 違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について</p> <p>まずはその調べた違法サイトの定義が曖昧であるため、これだとどのようなサイトが対象になったのかもわからず、どのサイトでもひっかかってしまう危険性がある。</p> <p>まずそこを明確にするべきである。</p> <p>尚且つ日本レコード協会の警告活動により、違法着うたサイト自体減少している。</p> <p>次に過去、法律の改正により、耳によるコピーすら禁じたがこれが作者が耳から聞いた音を似せて作った二次創作の分野であり、これを禁じた事は表現の自由に反する行為ではないだろうか？</p> <p>あくまでこの件については所詮二次創作である以上、ある程度は認めていくべきである。</p>	個人
<p>○ファイル交換ソフトの利用者数が過剰に算出されている点</p> <p>「インターネット上のWebアンケートサイトによって行われているため、比較的利用頻度が高い利用者が回答していると考えられ」とあり、この人数を計算するため「パソコンを用いて毎日少なくとも1回はインターネットを利用する者」の割合を使用しています。しかし、毎日少なくとも1回は利用する者の中には、例えばメールの読み書きのみで数分程度しか利用しない利用者も含まれていると考えられ、このような利用者を利用頻度の高いインターネット上のWebアンケートサイト利用者とみなすことに疑問が残ります。よって、本中間整理における利用経験者数は過剰に高く見積もられていると考えます。その結果、ファイル交換ソフトの利用者が年々増加しているとする結論も疑問です。</p> <p>○ファイル交換ソフトの利用経験者を用いた議論の疑問</p> <p>ファイル交換ソフトの利用傾向はwinnyソフトウェア製作者の逮捕前後で大きく変わっていると考えられます。よって、現在ないし今後の利用状況を議論する際に、逮捕後のみの状況だけを反映した現利用者数ではなく、逮捕前の過去の状況も含んでしまう利用経験者数を使うことは問題があると考えます。議論には現利用者数のみを使用すべきです。また、ファイル交換ソフトが必ずしも違法ファイルの配布に使われているとは限りません。よって、この結果を、どの程度違法ファイルをファイル交換ソフトで複製しているか示す資料として使用することには疑問があります。</p> <p>○音楽ファイルのダウンロード数について、ファイル交換ソフトと有料音楽配信との比較方法についての疑問</p> <p>まず、ファイル交換ソフトにおける音楽ファイル数について、各ファイルが著作権者に無断で送信されたものか、著作権者の許可がある、ないし著作権者自身によって送信されたものであるかについて区別なく計算されています。</p> <p>一方、有料音楽配信については、モバイルの件数が含まれていません。</p> <p>このように、全く異なる区分の数値を比較しており、さらにファイル交換ソフトのダウンロード数はなるべく多くなるような、一方、有料音楽配信については少なくなるようなバイアスがかかった比較を用いて、ファイル交換ソフトによるダウンロード数が多いとする結論には問題があります。</p> <p>○ファイル数による議論について疑問</p> <p>映像ファイルによるダウンロードは増えていますが、映像ファイルは一般にファイルサイズが大きく、分割して送信されることが多いと予想します。よって、ファイル数の増加を持って規模の変化を見ることについては疑問があります。</p> <p>以上から、本中間報告に掲載されているデータからは、ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状を適切に示しているとは考えることができないと考えます。</p> <p>○アンケート回答者が全体の傾向を反映していない点</p> <p>本アンケートはモバイルアンケートを用いて行われたとありますが、そのようなアンケートに回答するのは携帯電話の利用頻度の高いユーザのみであり、利用者の全体の傾向を反映しているとは考えられません。よってこの項目で出されている諸々の数値の信頼性には疑問があります。</p> <p>○ダウンロード数が過剰に多く計算されている点</p> <p>違法音楽ファイル数の計算式を見ると、「着うた機能」ないし「着うたフル機能」が搭載された携帯電話を保持する人はすべて両機能を利用していると仮定しています。しかし実際には、購入した機種に着うた機能が搭載されていても、まったく利用しない人が少なくない人数いると考えられます。よって、このダウンロード数は過剰に多く見積もられていると考えられ、このダウンロード数をもとに議論を進めることには疑問が生じます。</p>	個人

<p>本項においては、ファイル交換ソフトによってダウンロードされたとする音楽ファイルの数と、有料音楽配信における音楽ファイルのダウンロード数とを比較しているが、インターネットにおいては有料音楽配信のほかに無料で配信されている多数の音楽ファイルがある。プロであっても、たとえば、平沢進氏は自らのウェブサイト (http://www.susumuhirasawa.com/WORLDCELL/) で自作の多くの曲をダウンロードできるようにしているし、その他アマチュアを含め多くの作者が自作の音楽を無料又は有料でダウンロードできるようにしている。さらに、レディオヘッド (Radiohead) が自らのウェブサイト で新曲を有料で世界中からダウンロードできるよう公開したように、海外から行われた有料音楽配信は日本レコード協会による調査の集計対象外となっていることが予想される。ファイル交換ソフトによるダウンロード集計が、理論的には日本の全てのファイル交換ソフトによるダウンロードを網羅できるようになっているのに対し、有料音楽配信の集計はそうはなっておらず、比較することの意義がほぼ存在しない。本項は削除すべきである。</p>	個人
<p>本章は、権利者側が行った調査に基づいてまとめたものであるが、彼らは「私的録音録画によって経済的不利益が生じている」という主張の基に調査を行っている。そのような一方の主張に基づいて検討を行うことは、不適切である。</p>	個人